2 経済影響対策　(2)経済活動の回復

県庁内に「特別経済対策プロジェクトチーム」を新たに設置し、国や他部局の支援策を総動員して、県経済の早期回復を図ります！！

総額　約23億円

落ち込んだ本県経済のＶ字回復に向けて、県産品の消費喚起や事態収束を見据えた支援を実施！

生産者への支援、県産品の販路確保等

○県産品の販売促進・消費喚起 新 ５月補正等
→イベントの中止や外食需要の減少により需要が減退している県産品の販売促進・消費喚起のための取組みを実施

○輸出拡大に向けた施設整備補助 拡 ５月補正等
→輸出先国の市場変化に対応するために必要な製造加工施設等の新設及び改修、機器の整備等に係る取組みを支援　等

観光需要の早期回復

○観光需要喚起に向けた取組みの準備の推進 新 ５月補正等
→新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ観光需要回復のため、国の施策と連動した観光消費の拡大につながる取組みについて、事態収束後に速やかに展開できるよう準備を推進　等

3 情報発信、相談体制の整備

総額　約0.3億円

各種相談窓口の開設や情報発信により、県民の皆さまの不安や疑問に対応できる体制を整備！

相談体制の整備（経済支援策以外）

裏面の支援策一覧に記載！！

○発熱、咳など体の健康、予防、医療機関の受診等について相談したい方

新型コロナウイルス健康相談センター
TEL：088-823-9300
FAX：088-873-9941

○新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族等（心のケア相談窓口）

高知県立精神保健福祉センター
TEL：088-821-4966

○その他の内容について相談したい方

新型コロナウイルス問い合わせ窓口
TEL：088-823-9024
FAX：088-823-9253

常任委員会等と新型コロナウイルス感染症対策に関する活動報告

所属／議会運営委員会、産業振興土木委員会、高知県・高知市病院企業団議会

常任委員会は、常時設置している委員会で、県議会の本会議から送付された専門分野の議案や請願などを審査します。また、例年の４～６月は、出先機関や現場を訪問し、市町村や関係者から直接お話をお伺いする時期ですが、今年は、３月に「新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会」が設置され、県執行部の緊急的な業務遂行への配慮などから、本委員会のみの活動に限定されています。


議会運営委員会


高知県・高知市病院企業団議会


自民党本部への要望書（4月13日）


自民党高知県連政務調査会長との協議

住民の皆さんのご意見やご要望をお聞きし、自民党高知県連政務調査会や「高知県新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会」などを通じて、現場での課題や要望を「県民の声」として、浜田知事や国会議員、政府に積極的に要望するとともに、市町村や議会、商工会議所、社会福祉協議会、JA などとの情報共有を図り、各支援策の周知徹底に努めています。

●地元商工会議所などから経済状況報告や陳情を受けて支援策を要望！！


安芸商工会議所からの陳情（５月７日）


地域経済への影響調査と要望書

●打撃を受けた花農家やＪＡなどからの意見を踏まえ支援策を要望！！


花農家、ＪＡなどとの意見交換


花農家の支援策に関する県執行部との協議


県政事務所でも花農家の応援！


牧野植物園でのユリ千本の架け橋
ＪＡグループや県庁などでの応援販売、高知の花応援の店の登録、ふるさと納税制度の活用などを実施

●各種団体や住民への支援策に関する情報提供と周知徹底！！

特別委員会や知事会見資料などの最新情報を市町村長や議会、各団体などと共有すると共に、「支援策の内容や問い合わせ先がわからない」などの声に対して、支援策の一覧表の作成、配布（外出自粛要請の期間以外）やＳＮＳでの発信、また、さらなる周知徹底を図るため、今回の県政レポート vol.11（コロナ対策速報）を安芸市、芸西村の全戸に配布させていただきました。


安芸ロータリークラブでのコロナ対策スピーチ（4月1日）



県政レポート vol.11（コロナ対策速報）


安芸漁協との協議


支援策の一覧表などの配布

Information

野町（のまち） まさき
県政事務所
自由民主党

安芸事務所　〒784-0022 安芸市庄之芝町1-52
TEL & FAX 0887-37-9781
E-mail nomachikoenkai@outlook.jp

facebook
野町雅樹
で配信中

本議会、常任委員会、特別委員会は特別の場合を除き、どなたでも傍聴できます。
高知県議会　検索　http://www.pref.kochi.lg.jp/~gikai/

熱血 野町まさき



高知家 高知県議会 2020 令和２年５月

県政レポート Vol.11

速報 新型コロナウイルス感染症対策への取り組み
～がんばろう日本・がんばろう高知 !! ～


安芸商工会議所での支援策や実態調査などの協議


夜の繁華街もかつてない大打撃！



各地で影響を受けた飲食店を応援する取り組みも！

芸西村ふるさと納税で応援！！






地元のテイクアウト商品を食べて応援！


各地の花農家が大打撃！


観光バス、タクシーなども運行激減！

ごあいさつ

高知県議会議員の野町まさきです。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、世界の感染者数が430万人、死者数も30万人以上となり、いまだに収束の目途が立たない状況です。さらに、世界の国々では都市封鎖や出入国の禁止などの措置により経済活動が大きく低迷し、日本を含めた世界経済の落ち込みは未曽有の事態となっています。日本では最近新たな感染者数が減少傾向にあるものの、これまでの感染者数が16000人以上で、本県でも70人を超え、４月16日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が全国に拡大され、本県でも、４月22日にさらなる感染防止対策の徹底とそれに伴う休業要請が発表される事態となりました。新型コロナウイルスの感染によりお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りし、闘病生活を余儀なくされている皆様や経済的に厳しい状況に置かれている皆様にお見舞いを申し上げます。また、最前線でご尽力いただいている医療従事者をはじめ、全ての関係者の方々に心からの感謝を申し上げます。

私は、この間、県議会議員として、住民の皆さんのご意見やご要望をお聞きするとともに、自民党高知県連政務調査会や３月に設置された「高知県新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会」などを通じて、現場での課題や要望を「県民の声」として、浜田知事や政府に要望することで、スピード感と実効性のある感染防止対策や経済対策の実現に向け取り組んでいます。

今回の県政レポートでは、「新型コロナウイルス感染症に伴う支援策」の紹介と、高知県及び特別委員会の取り組みなどについて、取り急ぎ報告させていただきます。

野町　雅樹

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の活動

新型コロナウイルス感染症による社会・経済への被害拡大に対応するため、３月に組織された「新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会」の審議を取りまとめ、４月 24 日、当対策本部長である浜田知事に、高知県議会の総意として要請書が提出されました。

特別委員会では、これまで県内の各団体やそれぞれの現場の皆様の声を聴取し、県執行部の取り組み状況を確認しながら、議論を深めてきました。この度の要請書では、先ず現時点で盛り込むべき対策を取りまとめました。なお、今後も状況の推移を踏まえ、更に調査検討を重ねていきます。


全ての特別委員会の傍聴と安芸市、芸西村、議会などとの情報共有


県内 11 団体からの意見聴取

令和２年度補正予算及び今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する要請書の概要


桑名委員長から浜田知事への要請書提出（4月24日）

1　感染拡大の防止
①マスク・消毒液等の供給不足改善
②検査体制の強化と感染の早期発見
③新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の強化
④医療機関への支援
⑤県民への啓発の強化

2　家庭への支援
①世帯収入減への対応
②臨時休業中の児童・生徒への対応
③外出自粛に伴う家庭での健康や心のケア

3　事業者への支援
①事業資金不足への対応
②生産者への支援、県産品の販路の確保等
③事業の継続に向けた対応

4　災害時における感染拡大の防止

5　事態収束を見据えた経済対策について

高知県における新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策について

高知県では、新型コロナウイルス感染症対策として、県民の皆さまの健康、生活を守ることを第一に考え、かつ経済へのダメージを最小限に食い止める観点から、第１弾、第２弾の緊急対策に続いて、４月３０日には、第３弾の追加措置を発表しました。これまでの緊急対策の総額は３２３億円で、１．感染予防や感染拡大防止（約４２億円）、２．情報発信、相談体制の整備（約０．３億円）、３．経済影響対策（約２５３億円）、４．危機事象への備え（約５億円）となっています。このうち、逼迫する医療体制の強化や緊急事態宣言に伴う休業要請に応じた事業者に支給する協力金１５億円を含む感染予防、拡大防止策（４０．８億円）、また、緊急を要する雇用の維持と事業の継続のための融資制度拡充などの経済対策（８．４億円）について、県議会とも調整のうえ大規模な異例の専決処分（議会の議決、決定を経なければならない事柄を知事が地方自治法に基づき自ら処理すること）とし、一日でも早く県民の皆さまに支援策が届くよう、スピード感を持った取り組みが進められています。

また、５月にはこれらの補正予算を審議するための臨時議会が開催され、今後も感染拡大や経済状況に応じて、随時、国や市町村などと連携した支援策を検討することとしています。


感染症指定医療機関（高知医療センター）

① 感染予防、感染拡大防止

新 拡 ※第２弾 (3/13) 以降の措置　**総額　約42億円**

県民の皆さまの安全安心を第一に考え、必要な対策を迅速かつ的確に実施！

検査・医療体制の強化、感染拡大防止策の実施

○検査体制の強化 拡 専決
→ PCR 装置等の追加設置により検査体制をさらに強化

○医療提供体制の充実 拡 専決
→空床の補償による入院患者の受入れ病床の確保、医療機関に対する個人防護具や人工呼吸器等の医療器材の整備を支援

○軽症者等宿泊療養施設の確保 新 専決
→軽症者等の宿泊療養施設を確保するため、民間宿泊施設を借り上げ

○情報通信機器を用いた健康観察対象者のフォローアップ 新 専決
→健康観察対象者の健康状態（体温・呼吸状態など）を情報通信システムを用いて把握

○県立病院における医療従事者の特殊勤務手当の特例の創設 新　等

感染拡大防止策の影響を受ける方々への支援

市町村と連携し、１事業者 30 万円を基本として５月１日から申請を受け付けています！

○休業等要請に協力いただいた事業者に対する協力金の創設 新 専決
→感染症拡大防止のため、休業等要請に協力いただいた飲食店等を運営する事業者に対して協力金を支給

○児童生徒の居場所の確保 拡 専決
→小学校の臨時休校中の子どもの居場所確保のため、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設時間を延長

○障害児の受け皿の確保 拡 専決
→特別支援学校等の臨時休校に伴う、放課後等デイサービスの利用児増加に係る費用を市町村へ補助　等

② 経済影響対策　（１）雇用の維持と事業の継続

総額　約253億円

新型コロナウイルス感染症に関する

経済影響への主な支援策

高知県 Kochi Prefecture
←最新情報はこちらから

〈令和２年５月15日現在〉



申請区分			制度名	概要	支援額	お問い合わせ先（受付時間）
個人	生活支援	貸付	生活福祉資金貸付制度（特例貸付）	【緊急小口資金】 収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計維持が困難となった世帯に対して貸付 【総合支援資金】 失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対して貸付	【緊急小口資金】 ・10 万円以内 ・特例の場合は 20 万円以内 【総合支援資金】 ・２人以上世帯：月 20 万円以内 ・単身世帯：月 15 万円以内 ・貸付期間：原則３ヶ月以内	お住まいの市町村社会福祉協議会
			母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少する場合に生活資金を貸付 ○貸付対象者 ひとり親家庭の親となって７年未満の方又は失業した方	月額（限度額）：10.5 万円 ※限度額内で就労収入の減少分に対する貸付	お住まいの市町村 母子父子寡婦福祉資金貸付金担当課
		給付	特別定額給付金	基準日（令和2年4月 27 日）において住民台帳に記録されている者に対して支給	給付対象者１人につき 10 万円	お住まいの市町村
			住居確保給付金	休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方に原則３ヶ月（最大９ヶ月）、家賃相当額を自治体から支給	※自治体により額は異なります 【高知市の例】 単身世帯：3.2 万円 ２人世帯：3.8 万円 ３人世帯：4.2 万円	お住まいの市町村の 自立相談支援機関 （市町村社会福祉協議会等）
			子育て世帯への臨時特別給付金	子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給【申請不要】 ○支給対象者　令和２年４月分（３月分を含む）の児童手当を受給している方 ○対象児童　児童手当の令和２年４月分の対象となる児童 ※ただし、同年３月分の児童手当の対象となっている児童であれば、４月から新高校１年生となっている場合等も対象	支給額：対象児童１人につき１万円	令和２年３月 31 日時点での居住市町村 ※新高校１年生については、 令和２年２月 29 日時点での居住市町村
		減免	国民健康保険税（料） 後期高齢者医療保険料 第１号介護保険料	一定程度収入が下がった方や世帯を対象とした保険料の減免など ※介護保険料については、65 歳以上の方が対象	保険料の減免など	お住まいの市町村の ・国民健康保険担当課 ・後期高齢者医療担当課 ・介護保険担当課
		免除	国民年金保険料	令和２年２月以降に業務が失われたことなどで収入が減少し、所得が一定基準相当まで下がった方	保険料の全部又は一部の免除	お住まいの市町村の国民年金担当課
	その他		高等教育の修学支援新制度	住民税非課税世帯または準ずる世帯の学生で、世帯の収入が大きく減った方 （４人世帯の目安年収～ 380 万円） 経済的に困窮する学生へのさらなる支援策を検討中！	授業料・入学金の免除または減額 ＋ 給付型奨学金の支給	日本学生支援機構　奨学金相談センター 電話：0570-666-301 (平日 9:00～20:00) 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
個人又は法人	生活・事業継続支援	国税及び地方税の納税猶予	徴収猶予等	令和２年２月以降の任意の期間（１ヶ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期と比べて概ね 20%以上減少しており、かつ、国税及び地方税を一時に納付又は納入することが困難である場合、徴収猶予の特例制度を適用	無担保・延滞金なしで納付を１年間猶予 個人：個人住民税、固定資産税、自動車税など 法人：固定資産税、自動車税、法人税、消費税など	安芸県税事務所：0887-34-1161 中央東県税事務所：088-866-8510 中央西県税事務所：088-821-4651 須崎県税事務所：0889-42-2366 幡多県税事務所：0880-35-5972 (平日：8：30～17：15) ・各市町村税務課 ・国税局猶予相談センター 電話：087-806-0040 (平日：9：00～17：00)
事業主	休業補償	助成	雇用調整助成金	新型コロナウイルスの影響により、直近１ヶ月の売上が５％以上減少したため、一時的な休業等により労働者の雇用維持を図った事業主に対して休業手当等の一部を助成 ※特例措置の更なる拡充を予定	【補助基準額（上限）】8,330 円 /1 人・日 【助成率】・大企業 2/3（解雇等なし 3/4） ・中小企業 4/5（解雇なし 9/10） 【対象従業員】 雇用調整助成金：雇用保険被保険者 雇用調整安定助成金：雇用保険被保険者以外	学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金、 個人向け緊急小口資金相談 コールセンター 電話：0120-60-3999 (平日・土日祝日 9：00 ～ 21：00) 雇用調整助成金・雇用調整安定助成金は、最寄りのハローワークでも受付
			雇用調整安定助成金			
			小学校休業等対応助成金	小学校休業等に伴い、子どもへの対応が必要となった労働者に有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して、助成金を支給	【補助基準額（上限）】8,330 円 /1 人・日 【助成率】10/10 【対象経費】有給休暇取得時の賃金相当	小学校休業等対応助成金は、 高知労働局雇用環境・均等室でも受付 電話：088-885-6041 (平日 8：30 ～ 17：15)
			小学校休業等対応支援金	小学校休業等に伴い、子どもへの対応が必要となり、契約した仕事ができなくなった方に対して支援金を支給	就業できなかった日につき 4,100 円 / 日（定額）	
	資金繰り	貸付	新型コロナウイルス感染症対応資金	最近１ヶ月の売上が前年又は前々年同期比で５％以上減少するなど業況悪化をきたしている事業者に対する融資制度 （保証料 1/2 又は全額補償＋利子補給（一定の要件あり））	3000 万円 運転・設備 10 年、うち据置 5 年以内 利子補給　当初３年間	高知県商工労働部経営支援課 088-823-9697 (平日・土日祝日 8：30 ～ 17：15)
			新型コロナウイルス感染症特別貸付	最近１ヶ月の売上が前年又は前々年同期比で５％以上減少するなど業況悪化をきたしている事業者に対する融資制度（一定の要件あり）	中小企業事業 3 億円 国民生活事業 6,000 万円 運転 15 年、設備 20 年 うち据置 5 年以内	日本政策金融公庫　高知支店 (平日 9：00～17：00)　国民生活事業 電話：088-822-3191 中小企業事業 電話：088-875-0281 (土日祝日 コールセンター 9：00～17：00)　国民生活事業 電話：0120-112-476 中小企業事業 電話：0120-327-790
			特別利子補給制度	上記に対する利子補給制度（一定の要件あり） 融資制度と合わせた中小企業などへの家賃助成（給付金）について検討中！	中小企業事業 1 億円 国民生活事業 3,000 万円 利子補給　当初３年間	
		給付	持続化給付金	売上が前年同月比で 50%以上減少した中小企業、フリーランスを含む個人事業者等に対して給付金を支給	法人：200 万円以内 個人事業主：100 万円以内	持続化給付金事業コールセンター 電話：0120-115-570 (平日・土日祝日 8：30 ～ 19：00) お住まいの地域の商工会議所等
	その他		高知県休業等要請協力金	休業や営業時間の短縮要請（4/24 ～ 5/6）にご協力いただいた飲食店等の事業者に対して協力金を支給	１事業者 30 万円 (県 20 万円、市町村 10 万円)	高知県協力金申請手続相談センター (コールセンター) 電話：088-823-9063 (平日・土日祝日 9：00 ～ 17：00)

※これ以外の事業主向けの支援策等については、県庁協同組合指導課、県庁水産政策課、高知県森材協会、商工会、商工会議所など、各業種ごとに、それぞれの窓口にお問い合わせください。
※また、休業等要請協力金など**市町村独自の支援策については、各市町村の窓口**にお問い合わせください。